

平成29年第4回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第4回岩手町農業委員会総会は、平成29年10月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 報告第2号 農用地利用集積計画及び配分計画に定めた賃料の改訂合意について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 7番 府金 秀一
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 6番 福士 好子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第4回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
本日の欠席通告者は、6番福士好子委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。5番福浦昌博委員、7番府金秀一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告2件、議案5件の提出があります。お諮りします。報告2件、議案5件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件、議案5件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明いたします。番号9番から番号11番の3件は、今年度施行の岩瀬張地区農地中間管理事業に乗り換えのため、農地法第3条の使用貸借件設定を双方合意の上解約するものです。以上ご報告いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 報告第2号、農用地利用集積計画及び配分計画に定めた賃料の改訂合意について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、農用地利用集積計画及び配分計画に定めた賃料の改定合意について、ご説明いたします。議案書4ページから9ページの6件の契約について、筆面積から作付面積に合わせ双方合意のうえ賃料の改定を行うものです。
以上報告いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第2号、農用地利用集積計画及び配分計画に定めた賃料の改訂合意について、を終わります。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号21番は売買による所有権移転案件でございます。

土地の所在は一方井第4地割及び第13地割地内の畑3筆、6,185平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。

受付番号22番、土地の所在は子抱第7地割地内の田、166平方メートルを農業者年金受給のため父から子に使用貸借をしようとするものです。

受付番号23番、土地の所在は沼宮内第15地割地内の畑、1,509平方メートルを農業者年金受給のため父から子に使用貸借をしようとするものです。

受付番号24番、土地の所在は沼宮内第3地割及び第4地割地内の畑2筆、合計4,227平方メートルを叔父から贈与を受け新規就農をしようとするものです。

受付番号25番、土地の所在は久保第6地割地内の畑1筆、948平方メートルを新規就農のため年額1万円で借り受しようとするものです。

なお、議案第1号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

遠藤(文)推進委員 受付番号21番の農地の売買の件について、推進委員の遠藤から報告します。

本日午前9時から事務局と府金委員、三浦(新)推進委員と私とで現地を確認して参りました。

受付番号21番の農地の売買の件について報告します。

農地の所在は中田地区で、●●から西へ200メートルほど先の周囲を山林と畑に囲まれた畑と、中田地区に向かい700メートル先の申請人宅付近で、道路沿いにある農地でした。現地を確認しましたところ、いずれも農地として適正に利用され、耕作する労働力も確保されておりますし、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

受付番号22番の農地の貸借の件について、報告します。

農地の所在地区は久保落合地区で、●●から見て南東へ一方井川の向こう側で、400メートル先のあたりにある田でした。

現地を確認しましたところ、周囲は田で農地として適正に利用されており、譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

受付番号23番の農地の貸借の件について、報告します。

農地の所在地区は民部田地区で、●●から北へ600メートル先の国道沿いにある畑でした。

現地を確認しましたところ、畑と山林に隣接した農地で、適正に利用されており、譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

受付番号24番の農地の贈与の件について、報告します。

農地の所在地区は新町城山地区で、●●から南東へ向かって400メートル先の江刈内地区へ行く道路沿いにある畑と、●●から南へ江刈内地区の方向へ向かって700メートル先の山の中にある畑でした。

現地を確認しましたところ、どちらの農地も、適正に利用されており、譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上報告を終わります。

三浦(新)推進委員 受付番号25番の農地の貸借の件について、推進委員の三浦から報告します。

本日午前9時から事務局と府金委員、遠藤(文)推進委員と私とで現地とを確認して参りました。農地の所在地区は太田地区で、●●から北へ向かったところで、ホップの乾燥小屋付近の道路下の現場になります。

現地を確認しましたところ、適正に利用されており、譲り受ける側の労働力も確保されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいま5件の調査の報告が終わりました。この件につきまして、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

9 番 幅 委 員 21番の売買の件ですが、この面積で30万円の値段ですが、これが一方井地区の相場ですか。

3番黒澤委員 畑そのものはあまり条件がいい場所ではないですね。傾斜も結構あり、区画も大きな区画ではないし、そういう関係もあると思います。

議 長 面積からみるとちょっと安い、というように皆さん感じていると思いますが、畑の現状もあまり良くないという条件でこの値段ということだそうです。これが相場ではたぶんないと思います。

3番黒澤委員 3番黒澤です。今、3条の説明がありました。受ける人たちで認定農業者になっている方がどれだけいるのか、それを教えていただきたいと思います。

事 務 局 今回の受け手の方で認定農業者はいないと思います。21番は血縁関係があるので譲るという方でしたし、22番、23番の方は農業者年金の関係で使用貸借をするものですし、24番はおじから農地の贈与を受けるもので、25番は親戚から5反歩要件を満たすために農地を借りるというものなので認定農業者はありません。出し手はおります。

3番黒澤委員 受け手が認定農業者であれば、優遇措置があると聞いておりますが。

事 務 局 農地法の3条の貸借には、優遇措置はありません。農地中間管理事業を利用すれば手続き上で有利な措置がありますが、農地法の3条で取引をするときは特にありません。

議 長 あとございませぬか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求めます。の件でございませぬ。事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。

受付番号17番は親子間の使用貸借件設定であります。

土地の所在は土川第4地割地内の畑、207平方メートルに居宅建設のため父から子が使用貸借しようとするものです。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

三浦(新)推進委員 引き続き推進委員の三浦から報告します。

受付番号17番の農地転用の件について報告します。地区は土川野原地区で、

●●集会所からみて、東へ250メートル先の申請者宅に隣接する農地でした。

現地を確認しましたところ、農地として管理されておりました。

農地を転用する計画の内容や、周辺農地への影響など特に問題が無いものと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 現地調査の報告が終わりました。この件につきまして、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手と認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号13番、土地の所在は川口第14地割地内の畑1筆、面積331平方メートルの土地であります。平成9年に農地であることを知らずに住宅を建設した農地であり

ます。

番号 14 番、土地の所在は沼宮内第 11 地割ほか 3 筆の畑 4 筆、合計面積 3,872 平方メートルの土地であります。平成元年から労力不足のため耕作していない農地であります。

なお、議案第 3 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いします。

三浦(新)推進委員 引き続き三浦から報告します。

受付番号 13 番の件について報告します。地区は境田二ツ森地区で、●●の脇の道路を東に向かって 250 メートル先のあたりにある土地でした。

現地を確認しましたが、年数に渡って家が建っており、農地に復元するには困難なので仕方がないと判断しました。

受付番号 14 番の件について報告します。

地区は民部田地区と城山地区で、●●のすぐ南側にある土地は駐車場のような状態で、そこから南へ 400 メートルほど先の道路脇の斜面にある土地と、●●からみて東へ 300 メートルほど先の山の中にある土地と、●●から南へ江刈内地区の方向に向かって 200 メートル先にある土地でした。

現地を確認しましたが、いずれの土地も農地として使用しなくなってから相当の年数が経過しており、農地に復元するのは困難なので、仕方がないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま 2 件の報告をいただきました。この件について、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

9 番 幅 委 員 13 番の件です。平成 9 年に建てているわけですが、このとき大工さんたちは転用になっているのかなっていないのか調べて建てるのではないのですか。当時はないのですか。

事 務 局 建築確認申請というものがありますが、地目を調べてまで建築確認申請を受理しているものではないので、このようなことは以前にはあったと思います。

また、建築確認申請には農地法上の土地かどうか確認する項目がなかったと思います。建築確認申請を出せばよくて、そこの地目は何か、チェックする項目がなかったと思います。

9 番 幅 委 員 はい、わかりました。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する決定について、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、議案第3号は可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、次の議案第4号は黒澤委員と私に関連がありますので、退席させていただきます。

(松本会長・黒澤委員退席)

職務代理者 議長が替わりました。次の議案は松本会長と黒澤委員に関連があるため退席しております。

議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、でございます。

それから議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、は関連がございますので、一括審議を行いません。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件と農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、の件でございます。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、並びに議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、一括してご説明いたします。

番号14番から番号50番まで、37名の方がいらっしゃるのですが、その37名の方が農業公社へ農地を貸付し、農業公社が議案46ページ以降に記載された担い手に、記載の金額により貸付しようとするものでございます。

また、議案書52ページ以降の農用地利用配分計画については、今年度行なってお

ります岩瀬張地区の農地中間管理事業に係る配分計画案になってございます。
以上、議案第4号、議案第5号に係る事務局の説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。ここで質疑のある方、ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、及び議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(松本会長・黒澤委員復席)

議長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第4回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時10分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

5番 印

7番 印